

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

（開催要領）

- 1 日時 平成28年9月5日（月）15:58～16:12
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

<WG委員>

座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長
大阪大学社会経済研究所招聘教授
委員 阿曽沼 元博 医療法人社団滉志会瀬田クリニックグループ代表
委員 鈴木 亘 学習院大学経済学部経済学科教授
委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

<提案者>

岩下 久展 鳥取県観光交流局観光戦略課長

<事務局>

藤原 豊 内閣府地方創生推進事務局審議官

（議事次第）

- 1 開会
 - 2 議事 日本版DMOによる魅力的な観光地域づくり
 - 3 閉会
-

○藤原審議官 続きまして、鳥取県からの御説明でございます。以前からも鳥取県はいくつか特区提案をいたしておりましたけれども、今回だいぶ絞ってお持ちいただいております。10分以内で御説明をいただきまして、意見交換とさせていただければと思います。

それでは、八田座長、よろしくお願いします。

○八田座長 お忙しいところをお越しくださいまして、ありがとうございます。

それでは、早速、御提案の御説明をお願いいたします。

○岩下課長 それでは、お手元の資料の1ページを御覧ください。お手元に観光の地図を配っておりますので、併せて御覧ください。

DMOによる世界に通用する観光地づくりということで、現在、西側が島根県ということで、元々米子空港とか境港に実はクルーズ船がたくさん入ったり、あと、国際定期便ということで、今月14日に香港便、それから従来、ソウル、インチョンとの間の国際定期便があつたりして、そこに入ってくるお客様を従来、別々に両県がプロモーションしたり、旅行者

を呼んだりしていたということがあって、これは良くないということで、今年の6月に山陰インバウンド機構というDMOを観光庁のお世話にもなって登録をさせていただいて、活動を始めさせていただいたところでございます。

山陰インバウンド機構というのは、山陰両県のブランドづくりとか、それから共通の県境を意識させないプロモーションをするというようなことを中心にやっておりますけれども、プラス地域の魅力を具体的な旅行商品の形にして販売して、ビジネスとして回していくという仕組みも必要だろうということで、1ページに書いております鳥取県の東・中・西部にオレンジと赤と三つの地域DMOを作ろうということで、真ん中にある○のDMOについては鳥取中部観光推進機構ということで、地域DMOとしても今年スタートしております。

それから、右側にあります黄色い枠がついている鳥取・因幡観光ネットワーク協議会という、鳥取県東部プラスちょっとルートマップの一番右側に兵庫県とか、あるいは湯村温泉と書いてある鳥取県ではないところがあります。ここの新温泉町、香美町というところがあるのですけれども、そこも含めた1市6町でDMOを作って、これからやっていこうという段階にあります。

資料の2ページを御覧ください。先ほど申し上げましたけれども、鳥取県内DMOの役割分担ということで、山陰インバウンド機構については、山陰のブランドづくりや外国人向けの広域周遊ルートの策定ということで、6月に観光庁の広域観光周遊ルートに認められまして、縁の道ということで、出雲大社、鳥取砂丘なども含む広域観光周遊ルートに認められたところでございます。そのデータ分析に基づいたマーケティングなどを広域で行っていくというのが広域DMOである山陰インバウンド機構の役割です。

それから、地域連携DMOとしては、その地域の魅力を旅行商品の造成・販売に生かしていく。具体的に言うと、鳥取中部DMOでは、何てことのない滝が何個かありますて、そこに例えば、中国の方から、夏に納涼の雰囲気を味わえるお食事どころはないかと言われたときに、中部DMOが滝床料理を考えつきまして、団体客を滝床料理に御案内して、何県か入っていただいているというような状況もあります。

次のページを御覧ください。3ページからが、今回のお願いの提案の中心になるところでございますけれども、実は、中部DMOについては、旅行業法施行規則で「営業所の存する市町村及び隣接する市町村」の範囲においては、第3種旅行業で商品造成とか販売ができるのですけれども、実は、これが隣の隣になるとできないという規制がございます。これは実は、鳥取中部DMOでは、全部倉吉市という中心の営業所のある市町村に隣接しているので問題ないのですけれども、東部の兵庫県の地域も含めたDMOで壁になっているということがございます。

次の4ページに行ってください。

○八田座長 このDMOというのは、社団法人とか、公益法人とかですか。

○岩下課長 一般社団法人の形態が一番多いです。

○八田座長 分かりました。

○岩下課長 具体的に4ページでは、鳥取県東部のDMOということで、この赤い地域が鳥取市に営業所を置く鳥取市観光コンベンション協会という第3種旅行業を持っている、この業種が商品を造成・販売できる区域になります。兵庫県側に新温泉町というのがあって、これは鳥取市と隣接していますので商品造成できるのですけれども、香美町というところがあります。こちらが旅行業の第3種の外に出ていて、ここは造成・販売ができないという状況になっております。

時間がございませんので、ずっと行きます。5ページを御覧ください。こちらの鳥取・因幡観光ネットワーク協議会では、鳥取県だけではなくて兵庫県北部です。兵庫県北部は実は、空港等のゲートウェーから遠い位置にあります。鳥取空港から羽田や成田からの誘客をしたいとずっとモーションを鳥取県側にかけてきておられるところでございますので、そこが一体となってDMOという形で連携して、商品造成をしていきたいというニーズがございます。

引き続きまして、次の6ページを御覧いただけますでしょうか。ここには第2種と第3種旅行業の大きな壁ということで書いております。第3種でありましたら、営業保証金と基準資産、合わせて600万円余りのいわば動かせないお金を用意するという程度で済むのですけれども、第2種になると、営業保証金1,100万円、それから基準資産700万円、2,000万円ぐらい必要になってくるということで、第2種を取ろうとすると非常に負担が大きいという状況でございます。

7ページを御覧ください。そこで、今日お願いをしたいのが、第3種旅行業を取っている団体の中で、昨年後半から観光庁のDMOの登録制度というのがスタートしましたので、そのDMOに登録された団体は特例として、隣の隣とか近いところで、あと、関連性がある地域は特例として観光商品の造成と販売を認めていただきたいということが、今日の趣旨でございます。

めくっていただきまして、8ページを御覧ください。国の施策とかなり関連している部分もございまして、平成27年6月30日の閣議決定で、第3種旅行業者が実施できる募集型企画旅行の実施区域の範囲を拡大するべきと。それから、着地型旅行の普及に向けた商品造成の促進、販路拡大を行って、やはり外国人旅行者の恩恵を地方まで行き渡らせることが必要ではないかというようなことも言われております。

めくってください。9ページでございます。具体的に、この鳥取県東部のDMO、現在はまだ登録しただけでスタートはしておりません。これから設立後に期待される商品もありまして、現在、鳥取市のDMOになる前の母体団体が作っている、この地域を管轄する商品で因幡Gバスというものがあって、山陰海岸ジオパークのGに引っ掛けたり、それから、グリーンとか原風景というようなことで、地域の魅力を楽しんでいただける募集型のバスツアーバスを販売しております。土日を中心ではございますけれども、かなり利用者が今増えているところでございます。

めくっていただきまして、次の10ページでございます。鳥取県東部と兵庫県北西部の観

光素材ということでございますけれども、御存じのところもあるかなと思いますが、特に先ほどの、今旅行商品を作るためにエリアに入れられない香美町というところは、実は、有名な神戸牛の子牛のもとになっている但馬牛の産地でございまして、そういうことも外国人のお客様にも実は楽しんでいただける。それから、ハチ北高原というところがありまして、スポーツツーリズムのメッカになっております、それから、10ページの写真にもありますけれども、余部鉄橋ということで、これも明治時代、富国強兵の時代にアメリカとかドイツから鋼材を輸入して造られた非常に高い鉄橋がございまして、こちらを一部、観光されるお客様のために残して見ていただけるような形にもなっております。そういうところがコースに入れられないということで、鳥取東部DMOも悩んでいるところでございます。

最後のページになりますけれども、11ページを御覧ください。目指すところは大自然の魅力を生かした旅づくり。香美町とか新温泉町は来年2月からJR西日本の豪華列車「瑞風」というのが走りますけれども、日本の原風景が色濃く残る素晴らしいところでございますので、是非この鳥取県だけではなくて、兵庫県も一体となった取組に後押しをしていただけますよう、よろしくお願いします。

以上でございます。

○八田座長 どうもありがとうございました。

基本的には、第3種の募集型企画旅行の範囲を隣接市町村からもう少し広げてほしいという御要望ですね。隣接性の基準としては、例えばどんなものがありますか。隣接県ですか。

○岩下課長 隣接していないくとも、一つ飛びの市町村でもDMOの範囲に含まれていればという条件を付けてですね。

○八田座長 これはもうDMOの範囲に入っているのですか。

○岩下課長 入れる予定です。まだ東部DMOはスタートしていないですけれども、これは1市6町ということで、その6町の中に香美町、新温泉町というのが入っております。

○八田座長 分かりました。どうもありがとうございました。

それでは、委員の方、御意見ありますか。

○鈴木委員 1市飛びというのですか、隣の隣だったら全部オーケーなのですか。条件としては、隣の隣の隣とかでないとまずいとかいうことはあるのですか。

○岩下課長 それはないです。現状、それは大丈夫です。隣の隣で今は大丈夫です。

○八田座長 何か行ける公共交通機関があるとか、何時間で行けるとかいうのがあると、もうちょっと分かりやすいと思うのです。

○岩下課長 そうですね。旅行業第3種で、飛び地でもフェリーで結ばれている場所はオーケーという特例が実は既にあって、そういうところの延長として、DMOの範囲に含まれれば、隣の隣でもオーケーというような緩和がしていただけたら、非常に助かるなということです。

○八田座長 DMOの範囲を非常に広く設定してしまうということは可能なのですか。

○岩下課長 ただ、それぞれの地域でDMOに対する負担が生じますので、実際の恩恵がないと加わろうという話になってこないと思います。

○八田座長 分かりました。どうもありがとうございました。

これはやはり構造改革特区的なものですか。

○藤原審議官 いずれにしてもこれをぶつけてみて、まさに構造特区などで措置を狙っていくという話だと思います。

○八田座長 分かりました。どうもありがとうございました。

○岩下課長 ありがとうございました。よろしくお願ひします。